

八峰町教育委員会障害者活躍推進計画

令和 7 年 3 月 2 4 日

八 峰 町 教 育 委 員 会

八峰町教育委員会障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 36 号。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律第 7 条の 2 第 1 項において、厚生労働大臣が定めることとされた「障害者活躍推進計画作成指針」に基づき、八峰町教育委員会が策定する計画である。

機関名	八峰町教育委員会
任命権者	八峰町教育委員会
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日（5 年間）
八峰町における障害者雇用に関する課題	八峰町教育委員会に求められる雇用者数は 2 名であり、法定雇用率を達成している。 採用した障害者である職員のために各種取組を推進していく。
目 標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】 令和 6 年 6 月 1 日時点で 2. 8 6 % 令和 5 年 6 月 1 日時点の実雇用率：2. 4 2 %（教：報告値） 法定雇用率… 2. 7 0 % （評価方法）毎年 of 任免状況通報により把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として教育次長を選任する。 ○本計画に明示された各種取組は、障害者雇用推進者が主体となり、学校教育課で推進することとする。 ○適宜障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直しを行う。 ○秋田労働局、能代山本障害者就業・生活支援センター、ハローワーク能代等各種機関の役割と連絡先を庁内関係者間で共有し、スムーズに連絡が取れるようにする。 ○障害者を 5 名以上雇用した場合、3 カ月以内に障害者職業生活相談員選任し、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には資格認定講習を受講させる。
(2) 人材面	○今後の障害者雇用実現に向け、全ての職員が障害者活躍推進計画の意義等を共有できるよう、秋田労働局が開催する「精

		神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を周知、同講座への職員の積極的な参加を推進する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○今後、採用することを想定し、障害者の能力が発揮できるよう、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○障害者雇用の先進地方自治体等を参考に、障害者と業務の適切なマッチングについて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○新規に採用した障害者については、定期的な面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○就労支援機器など環境整備が必要無いか検討する。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2) 募集・採用	○支援学校の職場体験については、これまで（令和7年2月時点で）受入実績が無いので、生徒に体験させられる業務が無いか検討を進める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3) 働き方	○早出遅出勤務制度の活用および時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4) キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、必要に応じて各種研修への参加を勧める。
	(5) その他の人事管理	○障害者雇用後も定期的に面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を検討する。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4. その他		

		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。
--	--	--